

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 役員報酬の日割計上

**Q** : 当社では、使用人給与について、毎月15日締切25日支給としており、役員報酬についても、毎月25日に支給しています。

ところで、従来は、使用人給与についてのみ期末に15日分の未払給与を計上していましたが、当期から取締役の分についても15日分の未払計上をしようと思います。問題ないでしょうか。

**A** : 役員報酬については、日割計算による未払計上は認められません。

### 【解説】

一般使用人の給料については、雇用契約を前提に労働基準法上もその労働の対価として、たとえば1日だけの労働の従事であるとしても当然に賃金を支払うべきものとされています。そのため、使用人給与については、その日割計算による未払費用の計上は当然に認められます。

一方、役員報酬については、株主から委任を受けて包括的に会社の業務を執行することの対価であり、その勤務期間に応じて支払われる使用人の労働の対価とは基本的に異なるものといえます。役員報酬については、それが単位期間における包括的な委任の対価であり、その期間が満了するまでは、債務が確定しないものと考えられますので、日割計上にはなじまないものと考えられます。

したがって、ご質問の役員報酬は、原則として、日割計算による未払計上は認められません。

